

評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸ヒューマンネットワーク（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。ただし、役員等が報酬を辞退した場合にはこの限りではない。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤職員またはそれに準ずる立場を有する役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、当該役員が振込による支払を希望した場合には振込により支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉徴収税額等）を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬は、通貨をもって支給する場合職務執行の当日支払うものとする。

- 2 振込により支払う場合には、毎月1日に起算し当月末日に締め切り翌月21日(当日が土・日・祝日に当たる場合にはその前日)に金融機関に振り込むものとする。

(費用弁償)

第7条 役員等に支払う旅費は、別に定める「旅費規程」に基づき支給する。ただし、常勤役員に対しては、「旅費規程」に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成31年4月1日より施行する。

この規程は令和3年6月18日一部改正し、令和3年6月18日より施行する。

この規程は令和4年12月5日一部改正し、令和4年12月5日より施行する。

(「役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程」別表1)

役員等の報酬の額 (第4条第4項関係)

区分		報酬額
理事 (理事長)	理事会	5,000 円 (10,000 円)
	評議員会	5,000 円 (10,000 円)
	要請による会議出席	5,000 円 (10,000 円)
監事	理事会・評議員会	5,000 円
	会計監査	10,000 円
	要請による会議出席	5,000 円
評議員	評議員会	5,000 円
	要請による会議出席	5,000 円